

公会堂条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第14号

公会堂条例施行規則の一部を改正する規則

公会堂条例施行規則（平成17年岩手県規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

区分	単位	附属の設備の利用料金の上限額						
		9時から 12時まで	13時から 17時まで	17時30分 から21時 30分まで	9時から 17時まで	13時から 21時30分 まで	9時から 21時30分 まで	
附属 の設 備	舞台 設備	金びょうぶ	円 2,180	円 2,180	円 2,180	円 4,360	円 4,360	円 6,540
		銀びょうぶ	円 2,180	円 2,180	円 2,180	円 4,360	円 4,360	円 6,540
		白びょうぶ	円 2,180	円 2,180	円 2,180	円 4,360	円 4,360	円 6,540
		テーブル掛	90	90	90	180	180	270
		取外し机	50	50	50	100	100	150
		普通椅子	50	50	50	100	100	150
		平台	140	140	140	280	280	420
		演台	490	490	490	980	980	1,470
		譜面台	50	50	50	100	100	150
		指揮台	50	50	50	100	100	150
		上敷 (5枚)	510	510	510	1,020	1,020	1,530
		扇風機	510	650	650	1,160	1,300	1,810
		水平幕	740	740	740	1,480	1,480	2,220
照明 設備	ボーダーライト（第1）	850	1,280	1,280	2,130	2,560	3,410	
	ボーダーライト（第2）	820	930	930	1,750	1,860	2,680	
	水平ライト	820	930	930	1,750	1,860	2,680	
	ロー水平ライト	790	930	930	1,720	1,860	2,650	
	アークピンスポットライト	3,090	3,770	3,770	6,860	7,540	10,630	
	ロングスポットライト（1.5キロワット）	1,810	2,180	2,180	3,990	4,360	6,170	
	プロジェクタースポットライト（1.5キロワット）	1,710	2,020	2,020	3,730	4,040	5,750	
	ピンスポットライト（1キロワット）	930	1,130	1,130	2,060	2,260	3,190	
	スポットライト（1キロワット）	930	1,130	1,130	2,060	2,260	3,190	
スポットライト（500ワット）	500	570	570	1,070	1,140	1,640		

	ミラーボール	1式	740	840	840	1,580	1,680	2,420
放送 設備	大型拡声器（マイクロホン2本付き）	1式	1,970	2,420	2,420	4,390	4,840	6,810
	マイクロホン	1本	440	510	510	950	1,020	1,460
	ワイヤレスアンプ（マイクロホン2本付き）	1式	1,970	2,300	2,300	4,270	4,600	6,570
	レコードプレーヤー	1台	510	650	650	1,160	1,300	1,810
	テープレコーダー	1台	1,970	2,300	2,300	4,270	4,600	6,570
	スクリーン（大ホール）	1張	1,430	1,430	1,430	2,860	2,860	4,290
その 他の 設備	スクリーン（会議室）	1台	260	260	260	520	520	780
	ピアノ（大型）	1台	使用1回ごとに、使用時間が、4時間以内の場合は13,070円、4時間を超え10時間以内の場合は18,540円、10時間を超える場合は24,060円					
	ピアノ（中型）	1台	使用1回ごとに、使用時間が、4時間以内の場合は4,150円、4時間を超え10時間以内の場合は5,990円、10時間を超える場合は8,090円					
	電気料	1kwh までごと に	40円					

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。